常時雇用する労働者数が101人以上の事業主の皆さまへ

女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画

策定らくらくガイド

「行動計画って何?」 「何から始めればいいの?」 「なんか難しそう…」

そんなお悩みを パパっと解決します!

> 詳細や届出様式については、千葉労働局や 厚生労働省のホームページをご覧ください。



【お問い合わせ・届出先】 千葉労働局 雇用環境・均等室 〒260-8612

千葉市中央区4-11-1 千葉第2地方合同庁舎1階

TEL: 043-221-2307 (受付時間 8:30~17:15)

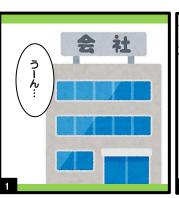






厚生労働省



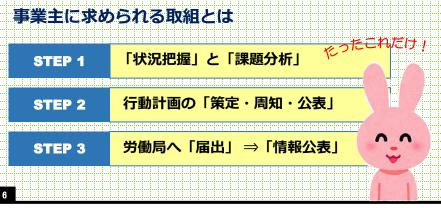












さっそく取組をはじめましょう。スタート!

STEP 1

女性の「活躍状況を把握」しましょう

- ②平均勤続年数の男女比(女性の平均勤続年数:男性の平均勤続年数)
- ③月別の平均残業時間数(各月の総残業時間数(法定超)÷労働者数)
- ④管理職(課長以上・役員を除く)に占める女性比率

①採用者に占める女性比率 or 労働者に占める女性比率

 $(\mathbf{1})$ %

(2) % (3)最長月 時間 **(4**)

計算しましょう。

①、②は職種や雇用形態ごとに

(事務職・技術職、正社員・パート等)

%

※①~④は必須項目ですが、状況に応じて他の項目も把握してみましょう。



らくらく分析♪

把握した①~④について、自社の「課題分析」をしましょう

- ①が20%以下
- ②が70%以下
- ③が平均45時間を上回る月がある
- ④が20%以下
- ⑤上記①~④にあてはまらない
- → 計画例A
- → 計画例B
- → 計画例C
- → 計画例D
- → 計画例E

各計画例の『〇〇』を自社仕様にするだけ! 課題が複数あったら計画を合体させましょう。 らくらく作成♪

→すぐに使えるWordファイルはこちら



STEP 2

□ 行動計画を「策定」しましょう

株式会社〇〇 女性活躍推進法に基づく行動計画

必須

1) 計画期間 令和4年4月1日~令和9年3月31日

2)

目標と取組内容(実施時期)

目標:

取組内容:令和4年4月~

策定したら

「社内周知」

(社内での掲示や備え付け等)

「外部公表」

(「女性の活躍推進企業データベース」、自社HPへの掲載等)をしましょう!

女性労働者が少ない(応募が少ない)会社向け

目標:〇〇職の女性を〇人以上増やす

取組内容: 〇年〇月~女性が活躍できる企業であることをPRする

○年○月~女性がいない(少ない)部署・職種等へ女性を積極的に配置する

計画期間は2~5年が望ましいです

松画例

В

女性の離職率が高い会社向け

目標:男女ともに平均勤続年数を〇年以上とする

取組内容:〇年〇月~育児休業等の両立支援制度について周知する

〇年〇月~ハラスメント防止について研修を行う

松画例

残業時間が多い会社向け

目標:全社員の残業時間を月平均〇時間以内とする

取組内容:〇年〇月~ノー残業デーや定時退社の呼びかけをする

○年○月~フレックスタイム制の導入を検討する

松画例

D

女性管理職の割合が低い会社向け

目標:女性管理職 (課長以上)を〇人以上増やす

取組内容:〇年〇月~管理職候補の女性社員向けの研修を実施する

○年○月~女性管理職と女性社員の交流会を企画する

※画例

F

さらなる女性活躍推進を目指す会社向け

目標:年次有給休暇取得率を現在よりも〇%以上向上させる(年5日を除く)

取組内容:〇年〇月~時間単位の年次有給休暇を導入する

○年○月~各自の取得状況を毎月メールで知らせる

こうなる文圧心臓形にで口泊す去れ

STEP 3 □ 「策定届」を「届出」しましょう

「一般事業主行動計画策定・変更届」を千葉労働局へ 届出しましよう。(様式は千葉労働局HPからダウンロードできます)

□ 自社の女性活躍について「情報公表」しましょう

女性の活躍に関する情報を「女性の活躍推進企業データ

ベース」に登録し、年1回公表しましょう。





次のページ… お役立ち情報 _{_}

ここがポイント!

目標には必ず<u>数値</u> が必要です。

また、女性のみを優遇 することは一定の場合 (女性が4割を下回っている等) を除き均等法違反と なります。

ご注意くださり

これで完了です。お疲れさまでした!

行動計画の策定・労働局への届出が完了したら、目標の達成を目指して、具体的な取組を進めましょう。定期的に取組の実施状況を点検・評価し、その後の計画に反映させ、PDCAサイクルを確立させましょう。

常時雇用する労働者数が101人以上の場合は、

必ず行動計画を策定し、労働局へ届出しましょう!!

お役立ち情報



行動計画の外部への公表や、女性の活躍に関する情報公表はぜひ「女性の活躍 推進企業データベース」をご利用ください。全国約18,000社が行動計画を公表し ており、他社の取組を参考にすることもできます。独自の社内制度を公表し、求 職中の学生を始めとした求職者等へアピールしましょう!





他にはこんな<mark>メリット</mark>もあります!

★公共調達による優遇措置

女性活躍推進法に基づく「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定企業等は、公共調達で有利になります。

また、行動計画の策定・届出を行うだけで加点の対象になります。